

賛助企業様

賛 助 規 程

一般社団法人 宇宙エレベーター協会

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人宇宙エレベーター協会（以下「協会」という）の設立趣旨と活動に賛同する個人又は団体等（以下「賛助者」という）が、事業の推進を目的に賛助金を提供するうえで、必要な事項を定めることを目的とする。

(承 認)

第2条 賛助者は、協会の理事会の承認を得た者とする。

(賛助者の募集)

第3条 賛助者は、必要に応じて募集する。

(賛助の申出等)

第4条 賛助を希望する個人又は団体等（以下「申出者」という。）は、あらかじめ賛助申出書（以下「申出書」という。）を協会に提出する。

2 協会は、前項の申出書の提出があった場合において、申出者が、第7条各号に定める事項のいずれにも該当しないと認めるときは、申出者に対して、賛助金納入依頼書により納入を依頼する。

(賛助金)

第5条 賛助金は、100,000円を一口とし、申出者の希望する口数とする。ただし、現物による賛助についても認め、その場合は協会と申出者との協議を元に、理事会により賛助額を決定する。

2 賛助金の納入の依頼を受けた申出者は、協会が指定する口座に賛助金を振込みを行うものとする。また、申出者が希望する場合には、協会は賛助金の請求書を発行するものとする。

3 賛助金の領収書は、金融機関が発行する振込金受領書をもって代える。ただし、申出者が希望する場合には、協会は賛助金の領収書を発行するものとする。

4 既納の賛助金は、返還しない。

(賛助特典)

第6条 賛助金を提供した賛助者の賛助特典は、別表のとおりとする。

2 賛助特典の付与の期間は、賛助金が納入された日から原則1年とする。ただし、特段の理由があると、協会が判断した場合は、別途定めるものとする。

3 賛助特典における掲載データについては、協会が賛助者から提供を受けるものとする。ただし、提供データの表記内容等が協会のWebサイト・イベント等として不適切であると協会が判断した場合は、協会は、提供データを修正し、又は賛助者に変更を依頼することがある。変更がなされない場合、又は変更したが再度協会が不適切であると判断した場合は、賛助特典を付与しないことがある。

(賛助の申出不受理)

第7条 協会は、申出者が下記に定める事項に該当する場合には、賛助の申出を受理しないものとし、申出者にその旨を通知する。通知する際、協会は申出者に対し不受理の結果のみを通知するものとし、不受理の理由については通知しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした個人や団体等、又は本協会の賛助者であることを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある個人や団体等
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為を行っていると思われる個人や団体等
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する欠格事由に該当する者
- (5) その他、協会が不相当と判断する個人や団体等

(特典の打ち切り)

第8条 賛助特典付与の期間中において、賛助者が下記に定める事項に該当した場合は、賛助特典を打ち切ることがある。その場合においても、既納の賛助金は、返還しない。

- (1) 賛助の目的が協会の事業を阻害することであると協会が判断した場合
- (2) 賛助者が第7条各号に定める事項に該当した場合、又は該当していることが判明した場合
- (3) 賛助者が違法行為、その他反社会的行為を行ったことが判明した場合
- (4) その他、協会の賛助者として特にふさわしくないと協会が判断した場合

附 則

この規程は、平成24年6月16日から施行する。

この規程は、平成28年5月28日から改定・施行する。

この規程は、平成30年7月5日から改定・施行する。

【別 表】

賛 助 特 典	賛助金額 (1口100,000円)	
	現物支給による 減額がある場合	1口以上
協会 Web サイトへの賛助者 Web サイトへのリンク付ロゴ掲載	○	○
協会が実施するイベントへの賛助者としての名称掲載 (本協会 Web サイト、イベント関連パブリケーション等)	— (ただし、支給物の 価額による)	○